



保健福祉センター

発信@みなくる

児童扶養手当制度のご案内

両親の離婚などにより、父と生計を同じくしていない児童の健やかな成長を願って支給される児童扶養手当制度について、下記の通りご案内いたします。

【支給対象】

18歳の年度末までの間にある児童(児童が一定以上の障害をもっている場合は20歳まで)を監護・養育している母子家庭の母や養育者に支給されます。所得制限があります

【支給額】

児童1人	【全部支給】月額41,720円
	【一部支給】所得に応じて月額41,710円から9,850円まで10円きざみの額
児童2人目	月額5,000円
児童3人目以降	1人につき 月額 3,000円を加算

【請求手続き】

住所地の市区町村の窓口(南富良野町にお住まいの方は保健福祉課)で認定請求に次の書類を添えて手続きしてください。

認定請求書 公的年金調書 印鑑 請求者の戸籍謄本(離婚年月日記載のもの)

請求者の住民票謄本 その他必要書類(必要書類はその方の事情によって違いますので事前に窓口でご相談ください。)

いきいき脳の健康教室に参加しませんか

脳の老化を防ぐことができます!
「運動をしないと筋肉が衰えるように脳も使わないと働きが衰えます」

対象者	65歳以上の町民	定員	30人(1グループ10人)
開催期間	平成20年10月から平成21年3月(全20回)	場所	保健福祉センターみなくる
教室開催	毎週水曜日 午前9時30分から午前11時	1グループの学習時間は、30分間	
学習内容	「くもん」の読み書き、計算教材による簡単学習		
受講料	月額 1,600円(教材費等)	申込期限	9月30日(火)
申し込み	社会福祉協議会生活サポートセンター		

みなくるでも、印鑑登録証明書と住民票の発行を行なっていますので、ご利用ください。

保健福祉センター みなくる
保健福祉課 ☎ 52 2211 FAX 39 7020
地域包括支援センター ☎ 52 2211
社会福祉協議会 ☎ 39 7711 FAX 52 3711